



租税のあらまし

1. 我が国の税金

(1) 税金の役割

① 公共サービスの主要な財源

私たち住民が円滑な日常生活を送るためには、国や地方団体が分担する様々な公共サービスの提供などが必要となります。

国は、外交や司法など国の存立に関わる見地から行う仕事を担い、地方団体は、地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、産業、警察、消防などの福祉や生活環境を中心とした仕事を担うという役割分担をしています。

住民は、これら<公共の仕事>に必要な経費を、主に、国税や地方税という「税金」の形で負担しています。つまり、税金は、「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものです。そして、地方税は、地方団体が住民の要望にきめ細かく応え、地域社会に密着した視点から提供する公共サービスの重要な財源なのです。

☞ 財源は、税金のほかに負担金・分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。

☞ 「課税の根拠」「税の原理」については、18頁、21頁を参照してください。

② 税の機能

税とは、国や地方団体が、その活動に必要な一般財源や特定の使途

の財源を賄うため、個人や法人などから強制的に徴収する金銭です。その主目的は「国や地方団体の活動経費の調達」にあります。副目的として税の徴収が国民経済に大きな影響を及ぼすことを利用して次のように種々の役割を果たしています。

☞ 平成28年度実績見込（総務省資料）の租税負担率（租税収入/国民所得）は25.0%（国税15.1%、地方税10.0%）で、これに社会保障負担率（17.5%）を加えた国民負担率は、42.5%になります。

ア 資源配分機能

自由主義経済の下では、生活に必要な物、サービス、情報などの供給は基本的には価格機構を通じて行われますが、価格機構だけでは十分に供給されないものも多々あります。

例えば、外交や国防などは個人、企業などの民間部門ではできません。また、道路、公園、警察・消防のように一人一人の生活に欠かせないもの、教育、社会福祉など一定の水準を確保するもの、災害や大気汚染への保全対策などについては、国や地方団体が、経費を主に税金で賄って、行政サービスを提供することを通じて資源の配分が行われます。

イ 所得再配分機能

個人の所得格差を調整することも社会的公正や秩序の維持を図るために必要です。そこで、高所得者には高率の税金を課税（累進課税）し、低所得者層には生活保護などの社会保障による所得移転を通じて、所得の再配分が行われます。

ウ 経済の安定化（景気調整）機能

所得が増えると税率が高くなる累進課税の税目では、好況期には税収が増え、不況期には税収が減ります。また、好況期の税収増分を公債償還費用の積み増しを行って財政支出を抑え、景気の過熱を防止したり、不況期には減税で景気浮揚を図るなどにより、景気調整の作用を働かせます。

☞ 累進課税など、景気の変動にあわせて歳入・歳出を増減させる仕組みを「ビルト・イン・スタビライザー」（自動安定化装置）といいます。

(2) 税金の区分

税金の種類（税目）には、多種のものが 있습니다。これらの税金は、いろいろな観点から区分し、体系化して試みることで税制度の適切な運営や、納税者の理解にも役立てることがあります。

① 国税と地方税

国が課税・徴収する「国税」と、地方団体が課税・徴収する「地方税」とがあります。

☞ 国税の一部は、補助金、負担金、地方譲与税、地方交付税などの形で、地方団体に配分されます。

② 普通税と目的税

その税収の使途が限定されていない「普通税」と、限定されている「目的税」とに分けられます。

(用語の解説・20「普通税」、21「目的税」参照)

③ 直接税と間接税

納税者本人が直接に負担し納税する「直接税」と、徴税の便宜などのため、負担する者と納税する者とが異なる「間接税」とに分けられます。

(用語の解説・23「直接税」、24「間接税（間税）」参照)

④ 道府県税と市町村税

地方税は、道府県が賦課徴収する「道府県税」と市町村が賦課徴収する「市町村税」とに分けられます。

☞ 地方団体の実情に応じ、課税免除・不均一課税などの制度があります。

これは、地方団体が、その地域の公益上その他の事由により独自に判断して課税を不適当とする場合は課税をしないことができるほか、公益上その他の事由又は特に利益がある事件に関してはその一部に対して不均一の課税や一部への課税ができるようにするために設けられている制度です。

☞ 税金の種類（税目）については、17頁の<国税と地方税の体系一覧表>を

参照してください。

- ☞ 税金の種類が多い理由としては、次のことが挙げられます。
 - ① 一つの税目だけでは後述する租税原則を満たすことは難しいので、性質の違ったいくつかの税目を組み合わせて租税体系をつくり、総合して各種の租税原則を実現する。
 - ② 我が国の民主主義の柱である地方自治の財源的裏付けのため、都道府県、市町村ごとに独立税主義をとっている。
 - ③ 我が国の社会経済活動が複雑・多様化している。
- ☞ 地方税を広い意味でとらえると、法に定められている各税目のほか、地方譲与税や地方交付税が含まれますが、本書では、法に定められているものを「地方税」ということにします。
- ☞ 地方税の税目数は国税より多くなりますが、税収総体の内訳を平成28年度実績見込で見ると、国税が60.2%を占め、地方税は39.8%となっています。
- ☞ 地方税には、「法定外普通税」「法定外目的税」という、地方団体の実情に応じて、地方税法に定める税目以外に税目を起こし、課税できる制度があります。

(3) 都の特例

特別区の区域内では、都が上下水道、消防など市の事務の一部を処理することにより道府県や市町村とは異なった性格をもっているため、地方税制度の面で、「都の特例」が設けられています。

都は、特別区の存する区域では、市町村税の普通税である法人の市町村民税、固定資産税、特別土地保有税を、また目的税である事業所税及び都市計画税を課するものとされており、市町村法定外普通税、市町村法定外目的税も課することができるものとされています（法734、735）。

< 国税と地方税の体系一覧表 >

